

平成26年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成26年12月18日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第71号議案から第91号議案まで及び第3号報告

（委員長報告・委員長報告等に対する
質疑・討論・表決）

日程第2 第92号議案

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第3 議案第3号

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第4 議案第4号

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第5 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- 1 番 土 谷 信 也
- 2 番 近 藤 紀 男
- 3 番 成 重 博 文
- 4 番 安 達 隆
- 5 番 山 田 秀 夫
- 6 番 松 本 博 彰
- 7 番 中山田 健 晴
- 8 番 河 野 徳 久
- 9 番 明 石 光 子
- 10 番 土 谷 力
- 11 番 村 上 和 人
- 12 番 鴛 海 政 幸
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 川 原 直 記
- 16 番 河 野 正 春
- 17 番 山 本 博 文
- 18 番 菅 健 雄
- 19 番 徳 永 浄
- 20 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清 水 栄 二
庶務係 長	次 郎 丸 浩 一
議事係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	

市参事兼税務課長	甲 斐 智 光
市参事兼建設課長	後 藤 勲

市参事兼消防長	筒 井 正 之
総務課 長	渡 邊 和 幸

財政課 長	佐 藤 之 則
企画情報課 長	安 藤 隆 治

地域活力創造課長	河 野 真 一
市民課 長	藤 重 深 雪

保険年金課 長	山 田 真 一
子育て・健康推進課長	飯 沼 憲 一

ウエルネス推進課長	植 田 克 己
人権・同和对策課長	伊 南 富士子

環境課 長	後 藤 史 明
商工観光課 長	榎 本 久 光

農林振興課 長	安 田 祐 一
農地整備課 長	大 力 雅 昭

福祉事務所 長	都 甲 賢 治
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	川 口 達 也

総務課 広報担当官兼秘書広報係長	宗 直 長
------------------	-------

総務課 人事給与係長	都 甲 さおり
------------	---------

教育委員会	丸 山 野 幸 政
-------	-----------

教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清

教育庁学校教育課長	小 川 匡
-----------	-------

○議長（河野正春君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、第71号議案から第91号議案まで及び第3号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

12月18日

総務委員長、中山田健晴君。

○総務委員長（中山田健晴君） おはようございます。

去る12月12日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案8件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第71号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金などで財源措置されており、補正額は、1億7,688万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、157億3,413万2,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、県職員独身者住宅を、高田高校の生徒の寮として活用するための改修に要する経費、ふるさと納税にかかる記念品代等を増額する「豊後高田ふるさと応援寄附金推進事業」に要する経費、などが計上されています。

一般会計全体では、人事院勧告等に準じた給与改定、退職者の増、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されています。

次に、債務負担行為補正については、「庁内ラン構築業務委託料」、「庁内電話構築業務委託料」、「議会中継システム構築業務委託料」を追加しています。

次に、地方債の補正については、「観光施設整備事業」の限度額の変更を行っています。

審査の結果、第71号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第75号議案、平成26年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入予算の内容については、一般会計繰入金で財源措置されており、補正額は、105万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、5億4,187万9,000円となっています。

歳出予算の内容については、人事院勧告等に準じた給与改定、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されています。

審査の結果、第75号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第77号議案、財産の処分についてですが、城台住宅団地の分譲について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものです。

審査の結果、第77号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第78号議案、公の施設の指定管理者の指定についてですが、住まいるハウス及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、「豊後高田市営住宅管理センターの人員数」や「管理体制の状況」などの質疑がありました。

審査の結果、第78号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第84号議案、豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてですが、平成26年8月に出された国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給率を改定するものです。

審査の結果、第84号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第85号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、平成26年8月に出された国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、一般職職員に支給する給料月額及び勤勉手当の支給率を改定するものです。

審査の結果、第85号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第86号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてですが、児童扶養手当法の一部改正により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、引用している条項の整理を行うものです。

審査の結果、第86号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号報告、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）ですが、第47回衆議院議員総選挙、及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算の先決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものです。

審査の結果、第3号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり承認すべきもの

と決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 社会文教委員長報告を行います。

去る12月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案10件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第71号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成25年度事業における国・県支出金精算償還金が計上されています。

民生費では、買い物等に不安を抱える高齢者を支援するため、移動販売の基盤整備に対して補助する「里のくらし楽々安心支援事業」に要する経費などが計上されています。

衛生費では、歩くことによる健康増進を図るため、歩数計の購入費を増額する「歩こう豊後高田大作戦事業」に要する経費が計上されています。

教育費では、ふるさと納税を活用し、市内小中学校の学校図書館の充実を図るため、図書を購入する「豊後高田ふるさと応援夢実現文庫整備事業」に要する経費などが計上されています。

次に、債務負担行為補正については、「生活支援ハウス」、「火葬場悠久の杜」などの指定管理料、「ごみ収集運搬業務委託料」を追加しています。

審査の中で委員より、「歩数計の普及状況及び周知方法」、「ごみ収集運搬業務委託料の積算根拠」などについて質疑や意見が出されました。

審査の結果、第71号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第79号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市火葬場悠久の杜）、第80号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市生活支援ハウス）、第81号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市立デイサービスセンター周防苑）、第82号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市老人介護支援センター）及び、第83号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市真玉B&G海洋センター）は、それぞれの公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者

を指定するものです。

審査の結果、第79号議案から第83号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第87号議案、豊後高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

審査の中で委員より、「クラスが増えて、今使っている教室が使いなくなることが予想されるが、どこか部屋があるのか。」という質疑があり、執行部からは、「学校と協議している途中ですが、できるだけ学校内で実施していただけるように現在、調整中です。」との説明がありました。

その他、「職員の待遇について」など、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第87号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第88号議案、豊後高田市営墓地条例の制定については、市内来縄に市営墓地を新設するため、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「使用料の減免はどういう方に適用できるのか」、「使用料の算定基準」などについて質疑や意見が出されました。

審査の結果、第88号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第89号議案、豊後高田市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、被保険者としのない者の見直し、及び出産育児一時金の見直しなどを行うものです。

審査の結果、第89号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第90号議案、豊後高田市公民館条例の一部改正については、旧三重小学校の校舎を三重公民館として活用するため、三重公民館の位置を変更するものです。

審査の中で委員より、「古い施設の跡地の利用」などについて質疑が出されました。

審査の結果、第90号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

12月18日

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、駕海政幸君。

○産業建設委員長（駕海政幸君） 皆さん、おはようございます。

去る12月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第71号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分でございますが、歳出予算の内容といたしましては、衛生費では、簡易水道事業特別会計の補正に係る繰出金が計上されております。

農林水産業費では、多面的機能支払い交付金単価の改定による不足分及び新規組織分を増額する「大分県農地・水・環境保全向上対策事業」などに要する経費が計上されております。

土木費では、「公共下水道事業特別会計の補正に係る繰出金」などが計上されております。

次に、債務負担行為補正については、株式会社大分県畜産公社新施設整備建設費補助金を追加しております。

審査の結果、第71号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案、平成26年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院勧告等に準じた給与改定、人事異動等による調整等に伴う人件費、大村団地連絡管の布設に係る口径拡大を行う「簡易水道統合整備事業」に要する経費が計上されております。

補正額は、611万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、1億1,462万7,000円となっております。

審査の結果、第72号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第73号議案、平成26年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院勧告等に準じた給与改定、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されております。

補正額は、92万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、9億3,936万4,000円となっております。

審査の結果、第73号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

第74号議案、平成26年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院勧告等に準じた給与改定に伴う人件費が計上されております。

補正額は、31万3,000円の増額で、補正後の予算総額は、2億4,734万7,000円となっております。

審査の結果、第74号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第76号議案、平成26年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、人事院勧告等に準じた給与改定、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されております。

補正額は、291万7,000円の減額で、補正後の予算総額は、2億3,576万4,000円となっております。

審査の結果、第76号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第91号議案、豊後高田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、臼野の一部を給水区域に編入するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第91号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 共産党の大石であります。

私は総務委員長に質疑をしたいと思います。

最初は、第71号議案の補正予算についてですが、その中のマイナンバー制度導入に伴って、今回、総務費の中で中間サーバー利用負担金98万円が提案されておりますが、先ほど説明ではこの部分については何ら報告がなかったんですけれども、執行部からこの予算についてどういう説明があり、議員の中からどのような質疑やご意見が出されたのか説明していただけたらと思います。

もう1点は、第84号議案で、市会議員や市長など

特別職の期末手当の支給率を改定する条例案なんですけれども、この説明では人事院勧告に伴って、それを勘案してということなんですけど、この議案について委員からどういう質疑や意見が出されて、どういう審議がされたのか、審査の結果をもう少し詳しく報告していただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野正春君） 総務委員長、中山田健晴君。
○総務委員長（中山田健晴君） マイナンバー制度についてどういう説明があったのかということですが、予算内容につきまして先ほど言ったように金額は98万1,000円の事業費ということで、内容につきましては国の補助率が10分の10という数字であったというように記憶しております。

その他詳しいことははっきりとは覚えていませんけど、そういう説明があったと覚えております。

あとにつきましては、先ほど説明したように意見は出ませんでした。議員の報酬にかかる件については質疑が出ませんでした。

以上です。

先ほどの説明のとおりです。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 今ぐらいな、説明が質問されてすぐできなかったんですね。私が質問したのは補正予算については執行部からどういう説明があったんですか、委員からどのような質疑や意見があったんですかという質問なんですけど、意見の分は何も答えなかったけどなかったということですか。

○議長（河野正春君） 総務委員長、中山田健晴君。

○総務委員長（中山田健晴君） お答えします。

委員からの質疑はありませんでした。

○議長（河野正春君） 他に、質疑はありませんか。

12番、鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） 先ほど、第1回目に中山田委員長からご報告のあった、高等学校の寄宿舎の3,000万円の予算を組んでいただいた数字をみたわけなんですけど、この件で確か大石議員の一般質問じゃなかったかと思うんですが、財政課長がるるトイレを修繕するとか間仕切りをするとかこういう説明をしたように聞いておりますが、非常に厳しい情勢の中、豊後高田市だけではなくして、近隣のいわゆる大分県14市ある中でも皆さんが、高校の生徒を獲得するためには少々な運動をしてくる可能性があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

そこで、この3,000万円という予算は、市長から前々

回からるる説明を聞いたわけなんですけど、やはり、定住対策に対する一貫性をもった取り組みであろうと、こういうような説明を聞いたわけなんですけど、実際的にあの保健所ですか。あれは建ててこまかいときに、あった保健所ですが、これ少々老朽をしておる。これにそれだけの予算を投入し、そしてまた、あと何年かすると最終的には解体をしたり、補修工事をしないとイケない。これ財政課長、県の財政課との協議を十分にしたと思うんですが、私の想像では年数から見て、あの家は県の不稼働資産に値する。いわゆる廃棄処分にするような家ではなかろうかと、だから、これだけの大きな予算を組んで改修工事にもっていかなければならない。

私はこの改修工事の金額を今、一番懸念するところの人口減、3万人構想に向かった取り組みを市長以下、執行部以下、議員、管理職、職員、全員でもってこの対策、対応に取り組む時期に直面しておると思うわけです。そうすることによって、市の安定的な政策もできるわけですが、高校そのものは、いわゆる近隣の市あるいは部活に対する生徒諸君は若干しか入れない。その必要経費の按分状況についても詳しく説明書がないですよね。屋根替えをするとか、何人の広い部屋があつて、何カ所に何人部屋を作つて、トイレはどこに作つてこうするという事になると、少々私が一番最初に言ったように市長さんはOBが経営に参加して努力していくと私は聞いたんですが、私は必要経費は1年間に1,500万円くらいかかってくるというような気がするんです。設備投資の問題、風呂それから洗濯とかいろいろもろもろの事業を合わせると1年間にそれぐらいな金がいるんですが、これは本当にOBの組が最終的まで取り組んでくれるだろうか、どげえやろうかという非常に不安が先走って仕方ないんですが、その辺、運用規定を十二分に作つて、今後市の持ち出しはできないように、市の持ち出しがあるとするならばやはり3万人構想に向かった活気だった市の体制にするべき、方法に転じて取り組んでいただきたいと、ここで注文をするとなかなか時間がかかりますが、屋根替えでなんぼ、解体するところ増築するところあるいはまた、風呂場の……いろいろな総合的な細部の見積もり計上がでてくると思うんです。どこが見積もりをするんですか。公共入札にするのか、随意契約にする考えなのか、どこら辺ですか。どういう考えですか。ただ、3,000万円の補正を組んだその内訳そのものはある程度の資産計上はできていると思う

12月18日

んです。ただ漠然とぼんと投げ出してこれではささいということではないという気がするんですが、そこら辺の対応については、今、中山田委員長は相対的に総務……。社文の明石委員長は学校系統だから学校のそういう取り組みを取り組んでいかなければならない。私たちは産業建設委員会、これには微力ながら委員長としての遂行するところの任務責任が取り組んでおられることは事実、その都度、委員に報告をせねばならない任務を課せられてくる可能性がある、こういうふうには私は理解しておるんです。

財政課長、最終的な内容そのものをじゃな、やっぱり、建設委員会に出してもらいたいと思いますので、いつの間か、ぜひ、出していただきたいと要望しておきます。

○議長（河野正春君） 駕海委員、現在、委員長報告に対する質疑でございますので、総務委員長報告及び社会文教委員長報告に対する質疑はありませんか。（○12番（駕海政幸君） 私は、あんたから言われるように若干横道に入ったかもしれませんが、これは重要な案件であり、質問であると思うんですよ。各委員会に付託されたところの責任分野。これをはっきりしなさいよ。）

○議長（河野正春君） 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

私は第71号、第84号議案に反対討論をいたします。

最初は、補正予算についてであります。市民の要望にこたえての予算については、言うまでもなく賛成であります。今回、第84号議案との関係での市会議員や特別職の期末手当の分、それからマイナンバー制度の導入に伴う予算については反対であります。市は今回、来年10月からマイナンバーカードを全戸に交付することを目指して、電子計算機の利用負担金として98万1,000円を提案されておりますので、これらについては私は基本的に反対でありますので、この議案に反対をいたします。

第84号の条例の一部改正についてでありますけれども、これは市長並びに副市長、教育長、市会議員の期末手当の支給率を改正する条例案であります。

ど、中身としては先ほど説明がありましたように、人事院勧告を勘案しての改定ですけれども、アベノミクスで景気が回復した、あるいは雇用が100万人増えたと宣伝されていますけど、実際に正規雇用は減っている、派遣や臨時が増えたのであって、労働者の賃金についても、実質賃金は16カ月間連続して減少している状況であります。よって、豊後高田市など民間で働く労働者の皆さんの賃金は上がりません。

そういう中で、私はこれまでの市の職員の賃金カットについては反対してきましたし、今回、人勤に基づいて引き上げることは当然、賛成でありますけど、市長や副市長や教育長や市会議員のこの期末手当についてはやはり、民間で働く労働者の実態からみまはしては、市民の同意はとれないものと思ひまして反対するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第71号議案及び第84号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第71号議案及び第84号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第71号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第71号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第71号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第84号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第84号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第84号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(河野正春君) 日程第2、第92号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第92号議案は人権擁護委員の推薦についてございまして、平成27年3月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に福光治子氏を再度推薦することについて意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第92号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第92号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第92号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第3、議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、安達 隆君。

○4番(安達 隆君) 提案理由の説明をいたします。

議案第3号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、次回の本市議会議員の一般選挙から、議員定数が18人となることに伴い、総務委員会及び社会文教委員会並びに議会運営委員会の委員の定数を現行7人から6人へ変更するものであります。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

議長(河野正春君) 日程第4、議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

15番、川原直記君。

○15番(川原直記君) 提案理由の説明をいたします。

議案第4号、豊後高田市議会基本条例の制定についてでございますが、豊後高田市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる条例を制定したいので提出するものであります。

12月18日

簡単ですが、内容の説明をさせていただきます。

まず、前文ですが、本条例の制定に至った背景、議会の決意などを明らかにしたものです。

次に、第1章ですが、この条例の目的と基本理念を定めています。

次に、第2章ですが、議会の役割とその役割を果たすための議会の活動原則を定めています。

次に、第3章ですが、議員の役割とその役割を果たすための議員の活動原則を定めています。

次に、第4章の市民と議会の関係ですが、市民に開かれた議会を実現するため、「情報の公開と説明責任」、「請願者・陳情者の意見を聴く機会の保障」、「議案等に対する議員の賛否の公表」、「意見交換会の開催」などを規定しています。

次に、第5章の市長等と議会の関係ですが、共通の目標である「市民福祉の向上」、「市勢の伸展」に向け、自らの機能を遂行することとし、「一問一答方式」や「反問権」の導入などを規定しています。

次に、第6章の議会機能の強化ですが、議会が持つ本来の機能を十分に行使するため、「議会機能の整備」、「議員研修の充実」、「議会広報の充実」などについて規定しています。

次に、第7章ですが、災害時における議員の役割などについて規定しています。

次に、第8章ですが、委員会の運営について規定しています。

次に、第9章ですが、議員の政治倫理について規定しています。

次に、第10章ですが、この条例の議会での最高規範性などを規定しています。

最後に、附則ですが、この条例は、平成27年1月1日からの施行としています。ただし、「議案等の賛否の公表」の規定については、平成28年4月1日から、「一問一答方式」、「反問権」、「議会図書室」の規定については、豊後高田市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行の日からの施行としています。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、委員会の付託を

省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を結びたいと思います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を結びたいと思います。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりに派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりに、派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 土谷信也

12月18日

豊後高田市議会議員 近藤紀男